**平成２９年（フ）第９２号**
香川県木田郡三木町大字氷上949番地１
パールなごみ一101
債務者　伊賀　和樹
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１３号**
長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1291番地、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町七目郷122番地
債務者　浜口　晴代（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
長崎地方裁判所五島支部

**平成２９年（フ）第４６号**
香川県仲多度郡まんのう町西高篠406番地１グランドフィールドⅡＣ203号
債務者　香川　真宏
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２９年（フ）第６０号**
香川県仲多度郡まんのう町造田3409番地
債務者　由佐　文雄
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２９年（フ）第２１号**
鹿児島県奄美市名瀬柳町４番５号
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２９年（フ）第１６０号**
静岡県浜松市浜北区横須賀990番地の１、前住所静岡県浜松市東区笠井町342番地の14
債務者　竹内　功二
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第１５号**
熊本県天草市川原新町104番地、前住所熊本県本渡市浜崎町７番４号　ＥＡＳＥハイツ102号
債務者　髙橋　　智
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月７日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２９年（フ）第１５８号**
岡山県備前市東片上1295番地２
債務者　髙淵　梨江
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５０１号**
東京都福生市大字福生3244番地10特別養護老人ホーム第２サンシャインビラ
債務者　加々美芳子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第５２６号**
東京都八王子市元横山町２丁目９番10号メゾン元横山125号
債務者　葛西　　實
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第４８９号**
東京都稲城市矢野口1289番地の２
債務者　舟木　崇人
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第４９６号**
東京都東大和市南街４丁目２番地の３グランデュール南街202号室
債務者　前田　一英
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第４１４６号**
東京都国立市東１丁目19―35―106
債務者　竹内　芳子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９号**
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石291番地
債務者　甲斐　　哲
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

**平成２９年（フ）第８４６号**
横浜市港南区東永谷３丁目10番１号　光ハイツ202
債務者　鈴木　和明
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部